（運航管理者の選任）

第七条の八　一般旅客定期航路事業者は、法第十条の六第一項の規定により、事業の用に供する船舶の隻数、大きさ、航行区域その他運航に関する事項を勘案して、輸送の安全を確保するために必要な人数の運航管理者を選任しなければならない。　（新設）

（運航管理者の職務）

第七条の九　法第十条の六第二項第四号の国土交通省令で定める職務は、船舶の運航管理に関する記録を作成し、これを保存することとする。　（新設）

（運航管理者の選任及び解任の届出）

第七条の十　法第十条の六第三項の規定により運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した運航管理者選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。　（新設）

一　住所及び氏名

二　選任し、又は解任した運航管理者の氏名、生年月日及び運航管理者資格者証番号

三　選任し、又は解任した年月日

四　解任の届出の場合は、解任の理由

２　運航管理者の業務を第三者に委託する場合には、前項の運航管理者選任届出書には、当該委託に係る契約の内容を記載した書類を添付するものとする。

（運航管理者を船舶に乗り組ませることができる場合）

第七条の十一　法第十条の七第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。　（新設）

一　船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路を航行するとき。

二　次のいずれかに該当するとき。

イ　現に職務を行つている運航管理者が災害、傷病その他やむを得ない事由によりその職務を遂行できず、かつ、これに代わる運航管理者（船舶に乗り組んでいない者に限る。）の選任も困難である場合において、事業の運営の状況その他の事情を勘案して船長その他の船員（運航管理者資格者証を有する者に限る。）が運航管理者の職務を兼ねなければ船舶を航行できないとき。

ロ　現に職務を行つている船長その他の船員が災害、傷病その他やむを得ない事由によりその職務を遂行できない場合において、事業の運営の状況その他の事情を勘案して現に職務を行つている運航管理者を船舶に乗り組ませなければ当該船舶を航行できないとき。

２　前項各号のいずれにも該当する場合において、法第十条の七第二項ただし書の規定により運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該船舶に乗り組ませようとする期間及び当該運航管理者と常時連絡を取ることができる従業者の氏名をあらかじめ所轄地方運輸局長に報告すること。

二　前号の報告をした後、遅滞なく、当該運航管理者及び当該従業者に対し、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習を受講させ、これらの者が当該講習を修了したことを証する書類を所轄地方運輸局長に提出すること。

三　当該運航管理者が運航管理者としての職務を行つている間は、当該従業者を事務所その他の適切な場所に配置すること。